

第4回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり 総合計画推進委員会

- 1 日時 平成30年7月3日（火）：午後2時00分～午後3時40分
- 2 場所 練馬区立区民・産業プラザ（ココネリ）3階 ココネリホール
- 3 出席者 **【委員】**
飯村委員、石川委員、岡崎委員、岡村委員、小田委員、鴨治委員、川井委員、川久保委員、河島委員、木村委員、鈴木委員、高橋委員、田中委員、中村委員、平田委員、古田委員、松澤委員、的野委員、吉田（純）委員、吉田（美）委員
【区出席者】
福祉部長、福祉部管理課長、建築課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
 - (1) 公共施設へのアクセスルート ユニバーサルデザインガイドライン（案）について
 - (2) 「ユニバーサルデザインの整備事例と設計のヒント集2」について
 - (3) ねりまユニバーサルフェス「みんなのUDパーク」について
 - (4) 次期練馬区地域福祉計画策定に係る調査について
 - (5) 次回の日程について

○委員長 それでは、定刻になりましたので、第4回地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会を開催させていただきます。年度が替わりまして、第2期の第4回目ということになります。

それでは、事務局の方に交代があったということですので、自己紹介をお願いしますでしょうか。最初に中田福祉部長さんをお願いします。

○福祉部長 皆様、こんにちは。4月に福祉部長に着任しました、中田淳と申します。高齢施策担当部長も兼務しております。

皆様には、日頃から区政の様々な場面で、大変お世話になっております。この場をお借りして感謝申し上げます。皆様のそれぞれの立場からのお知恵をお借りしながら、取組を進め、また施策の充実を図っていきたくと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 よろしくお願いたします。続いて、橋本係長をお願いします。

○ひと・まちづくり推進係長 初めまして。橋本と申します。よろしくお願いたします。

4月から着任しました。皆様にもご協力いただくことがあると思いますが、よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、事務局から委員の出席状況と、会の情報公開、傍聴関係についてお願いたします。

○事務局 まず、委員の出席状況について報告いたします。本日、19名の委員の皆様にご

出席いただいております。また、本日の会議は公開となっております。会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定となっております。記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りいたしますので、ご確認をお願いします。

○委員長 それでは、資料の確認をお願いします。

○事務局 （資料確認）

○委員長 それでは、早速ですが今日の議事に入りたいと思います。

最初に 2 番目の「公共施設へのアクセスルート ユニバーサルデザインガイドライン（案）について」について、事務局からご説明をお願いします。

○福祉のまちづくり係長 本日、お配りしております資料 1、それから別紙 1 と 2、また本日、机上配付させていただきました A 3 の「公共施設のアクセスルートユニバーサルデザインガイドライン 第 4 章 推奨基準」について説明をいたします。

この事業は、地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の計画事業 18 番にあります、駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路のユニバーサルデザイン化という施策に基づく取組となっております。昨年度の検討経過について、この会でご報告をさせていただきました。

また、夏にはワークショップということで、皆様にご案内させていただきました、委員の皆様にも何人かご参加いただき、検討を進めてまいりました。

今回は、それらのご意見や庁内の検討結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。まず、概要と推奨基準の部分をご説明いたしますので、A 3 の別紙 1 をご覧ください。これまでも、この委員会でご指摘をいただいておりますが、現状と課題ということで、建築物、公共機関、道路、公園などのバリアフリー化が、いろいろな高性能の整備も進みまして、練馬区内においても着実に進んでいると認識しております。しかし、利用者である高齢者、障害者、乳幼児連れの皆さんの外出環境に関する満足度というのは、必ずしも整備の進展と一致していないということも認識しております。原因の一つに、バリアフリーの整備をする人、それからそういう施設を管理する方たちが独立して取組を進めていることで、バリアフリー整備の不連続が生じているということがございます。施設と施設をつなぐという観点で不足しているために、管理境界、道路と建物、駅と道路というところに、段差や動線のずれが生じてスムーズに移動できないことや、案内表示やバリアフリー化された経路とは反対方向をサインが示しているといったことなども起きております。

そういったことの認識が、A 3 の左側に事例などを基に書いてございます。施設と施設の連続性を高めるため、一体的なバリアフリー化を進めるため、何らかの配慮すべき事項を取りまとめしていくことが必要ということで、今回、公共施設へのアクセスルートのユニバーサルデザインガイドラインをまとめました。このガイドラインは、外出環境の向上のために配慮すべき事項を具体的に示す手引書、マニュアルとして、関係者間の共通理解のために活用してまいりたいと思っております。

A 3 の別紙 1 の右側に模式図が書いてあります。最寄り駅から、右側の公共施設まで、青い線が 1 本通っているような形になっておりますが、このような形でバリアフリー化されたルート、整備をつなげていきたいという模式図です。どうしても、経路というと道路だけというイメージになってしまうかと思いますが、こちらには、例えば駅や建物の中で、乗り換えや施設の間を移動するというように配慮した施設内部での整備、例えば案内や休

憩施設があること、そして外に出た段階で一貫した案内誘導、ゆとりのある歩行空間、円滑な垂直移動、管理境界のつながり強化といった点で、さまざまな関係者が整備や管理をしているのですけれども、その中で共通してつなげていくことができればという図になっております。

皆さんご存じのように、バリアフリーは個々の整備だけでは完結いたしません。例えば、駅を降りてから目的地に到着するまでの間に1か所でも障害物があれば、他の部分は全てバリアフリー化されていても目的地にたどり着けないという場合がございます。

また、段差などの物理的な障害物だけでなく、エレベーターや、利用しやすいトイレが簡単に見つからないということ、それから長い距離を歩く途中で休憩場所がないということも、利用者の皆様にとっては移動しにくさであり、利用しにくさと感じられているということは、ワークショップの中でもいろいろとご意見をいただきました。これらの整備で、どういものが大切なのか、まとめていきたいということが、このガイドラインの目的になります。

次に青いカラーの2枚目が、ガイドラインの全体構成になります。「みんなでつくる公共施設へのアクセスルートのユニバーサルデザインガイドライン」というタイトルになっておりますが、まず「はじめに」というところで、アクセスルートの定義をしております。アクセスルートとは、公共施設を利用する区民や来街者が、駅を降りてから施設で目的を達するまでの経路についてです。

第2章「ガイドラインの目的」の2番目「アクセスルートの目的施設」については、不特定多数かつ相当数の高齢者、障害者、乳幼児連れの利用者の利用が見込まれる主要な公共施設（区立施設等）としており、まずは区内の主要な公共施設、区立施設を目的施設として、アクセスルートをつなげていきたいと考えております。

3番目の「対象の整備・取組」については、建築物・公共交通施設、道路・公園にかかる整備、維持管理、また情報提供や案内等のソフトの取組ということで、ハードとソフト、どちらの取組もガイドラインの中で取り扱っていくことにしております。

第3章が、右上になりますが「アクセスルートのユニバーサルデザインの基本的な考え方」ということで、5つの考え方「多様な関係者との連携」「多様なニーズへの対応」「ハードとソフトの一体的な取組の推進」「継続的・段階的な改善」「点から線へ線から面へ ネットワークの形成」について述べております。

「取組の方針」ということで、これもワークショップの中で出てきたのですが、施設間の不連続を解消するためのキーワードとして、「わかりやすい」「歩きやすい」「使いやすい」という3つの視点で整理しました。この視点に沿って「取組の方針」、そして第4章「推奨基準」という形で、具体的な望ましい対応例等についてまとめております。

第4章「推奨基準」について、概要では特徴的なものを掲載しております。「わかりやすい」ということでは、例えば目的地までわかりやすく、一貫した案内誘導があり、迷わないということを機能として、基準では、駅前広場、鉄道駅の出入り口、交差点などの分岐点、公共施設の出入り口等、動線に沿った適所には、次の内容を示す案内設備、地図等を高齢者、障害者等の見やすい位置に掲出するということが、例えば、アクセスルートの動線、公共施設の位置や方向や距離、エレベーター、傾斜路、スロープの位置、方向、距離等を、地図やサインで示しますということが書かれております。

また、案内・サインだけではなく、道を尋ねやすいということで、駅員や施設のスタッフが適切な案内ができるように、コミュニケーションに必要な機器を備えることや、係員が適切に誘導できるようにするということが基準としております。

また、「歩きやすい」という点では、例えば管理境界の部分が、スムーズな移動が途切れないということで、管理境界に段差がない敷地、建物側の敷地が下がった部分と、歩道の仕上げの段差がなく高さをそろえてつくみましょうということや、「使いやすい」という点では、バリアフリー設備の機能低下を防ぐために、定期的な点検や修繕等を行っていくための、適切な維持管理の計画などを策定することが望ましいということなども、具体的にまとめさせていただきました。こういったことが、本日お配りしております推奨基準で具体的に整理させていただいております。

第 5 章では、「区と区民との協働による取組」の方向性や、こういった形で、区民の皆様と一緒に進めていきたいという事例の紹介なども、ガイドラインの本文でまとめていこうと思っております。

A 4 の資料 1 に戻っていただきまして、「今後の予定」についてです。本年度このガイドラインの策定を、この後、成案にしていきたいと思っておりますが、その後アクセスルートについて、主要な施設で指定を行ってまいります。また、具体的な取組を進めるためのアンケートや区民参加の点検、調査を今年度も実施させていただき、それぞれの経路の改善方針について取りまとめを行う予定です。また、具体的な改善の点検などについては、推進委員の皆様にもお声かけさせていただきながら、ご意見を頂戴して進めていきたいと思っております。簡単ではございますが、ガイドラインのご報告です。

○委員長 ありがとうございます。資料 1、別紙 1・2 に基づきまして、ご説明いただきましたけれども、皆様方からご質問等がありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 まず、ガイドラインそのものの実効性をどう担保するのかというところをお聞きしたい。特に計画時のチェック体制等があるのか、ないのか。

それから、今日配っていただいている推奨基準がかなり細かく、段差 2 cm だとか、高さが 2.5 m だとか有効幅員が 60 cm だとか、非常に細かい数字がいっぱい出てくるのですが、これらの実効性が計画時と整備後でどう担保されるのかということをお聞きしたいです。

もう 1 点目は、アクセスルートの目的施設として、別紙 2 左の第 2 章に公共施設（区立施設等）と書いてあります。公共施設の中には、区立ではないものも当然含まれるのですが、これはどの範囲まで対象として考えているのか、アクセスルート選定のときに、かなり影響してくると思います。その際に、例えば区とか都とか、それ以外の民営化されているような公共施設もいっぱいあるわけですが、どのあたりまで考えておられるのかということ。そもそもこのガイドラインは、不連続をなくしていくということを目的とされていると私は理解したのですが、整備したいとした場合、実効性をどのように担保していくのか。そのあたりをお答えいただきたい。以上です。

○委員長 それでは、3 点ほどになりますね。

最初は、計画時のチェック体制ということかと思えます。それから、2 番目が、ガイドラインの実効性。3 番目に公共施設の範囲、どの範囲まで入ってくるのか。これがルート選定時に影響を及ぼすのかどうかということだと思います。順番はどちらからでも構いませんので、

お願いします。

○建築課長 それでは、まずチェック体制についてお答えします。

各々の施設につきましては、これまでも福祉のまちづくり推進条例や、バリアフリー法等で整備について基準が定まっているところがございますが、そのつながり等につきましては、ガイドラインという形で取りまとめておりますので、それに従って、各々の施設整備者にやっていただくということになります。

それにつきまして、私どもの方で会議体を設けまして、次期整備予定区域には、こういった注意点がございませうという話をさせていただき、また整備後に会議を持つことによって再度チェックをしていきたいと考えています。

それから、実効性の担保についてです。同じようなお話になりますけれども、基準につきましては、これまでも福祉のまちづくり推進条例等に記載している内容、そのつなぎ目について、新たに啓発させていただくような形になりますけれども、各々の事業体に働きかけをして、なおかつ整備前に会議を組んで、また整備後に年度でどういったところがどういった整備を行えたかということを検証していきたいと考えています。

それから、目的施設についてです。ガイドラインの対象となる主要な公共施設については、不特定多数の区民および来街者が使用する施設、それから駅と主要施設を結ぶアクセスルートということですので、駅から徒歩圏内、概ね半径500mに位置する施設、それから日常的に多数の高齢者、障害者、子育て世代の利用が想定される施設といったものを満たす施設と考えておりまして、具体的には庁舎や福祉事務所、美術館や多目的ホールなどの文化生涯学習施設等を考えています。当面は、区立施設を中心に具体的な取組を進めてまいります。今後、民間事業者や区民が主体的にバリアフリー会議や施策に取り組む際にも役立つものと考えておりますので、将来的には、こういったものが使われていくということを念頭に置いておりますが、当面は区立施設と考えているところです。

○委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

基本的には、実効性の担保については各施設管理者に委ねられるということになります。そのベースはバリアフリー法や条例ということになりますけれども、基本的には、既存の施設で、当面は公共施設が中心、区立施設ということになります。

○委員 このアクセスルートというのは、実は他の時に議論したのですけれども、区役所から駅に行くということになったら、同じことをやらしてもらいませんと一番困るのです。アクセスルートは、駅から区役所と思ってしまうけれども、帰りに駅に帰らなければいけない。そのルートをぜひ忘れないでつくっていただきたい。

確か以前そういう議論をしたと思うのですが、アクセスルートには、行きと帰りがあるので、その上でいろいろな施設や案内図を考えていただきたいと思います。

○建築課長 わかりました。そういう形で考えていきたいと思っております。

○委員長 このルートの選定の仕方は、具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。区民の方々のかかわりですとか、その辺はいかがでしょうか。

○福祉のまちづくり係長 まず、基本的に主要な公共施設、区立施設について、いくつかの中から選定する作業を進めています。ルートに関しては、案という形で区の方で決めさせていただきまして、皆さんと一緒にまち歩きをすることもできればいいなと思っております。

○委員長 まち歩きを行うようですけれども、早い段階で皆様へお知らせして、「いや、こちらの方のルートがいいよ」「歩道はないけれども、こっちが一番近い」そういうこともあるかもしれませんので、よろしくお願いします。

○委員 今おっしゃっているのは、施設から駅、駅から施設という大体が公共施設のことですよね。高齢や障害の方もやって来る、オリンピックを控えて、海外の方もかなりいらっしゃるのではないかと思います。そのときに、海外の方もわかるような施設の案内が大事だということと、駅から施設ではなくて、施設の中の案内板ももう少しわかりやすくした方がいいのではないかと考えております。

特に、海外から来た方で、ご不自由な方もいるけれども、言葉や文字がわからないということで、区では何ヶ国語も出ていますけれども、聞かれたときに答えられる方もまだ少ない状態ですから、その辺も含めて施設を利用する方に便利なようにしなければいけないのではないかと。

例えば、この会場は3階ですけれども、駅から入ってくる人は2階だと思っている方が多い。あれっと思っても、ここへ来たときに3階という表示がないものですから、「あら、ここは3階だったの」と一般の方も思うくらいです。エスカレーターの上がったところに「3F」というような大きな文字を書いていただくとか、みんながわかるような案内の仕方があるのではないかと考えるのです。

ですから、そういうことを気がついた人が申し出るような目安箱みたいなものがあって、それをまとめてどこかで議論したり、こちらがわかっているようでわかっていないということをお知らせできるような仕組みも必要ではないかと考えています。

○委員長 ありがとうございます。

○建築課長 貴重な意見をありがとうございます。今のガイドライン等につきましては、対象となる利用者は、高齢者、障害者や乳幼児連れ等と考えておきまして、外国人等について、施設間の連続性というお話の中だと、観点としては薄れているかと思いましたが、特に案内板につきましては重要だと思っております。今後、施設やルート等を決めてお話し合いをさせていただく中で、いろいろと考えてまいります。

○委員 この計画は、何年後、どこを目指しているのかというのがよくわからないのですが、オリンピックなのですか。それは、とても難しい話だと思いながら考えていましたし、連続性という問題についても、駅から区役所に行くこと自体も、私たちは相当な困難を感じていますので、連続性をどう確保するのだろうかということと、地図というのか、視覚障害者から言うと触地図になるのかな、そういうものが至るところに立てられるかどうなのか。また、その場所はどやってぼくたちがわかるのだろうかとか、そこに関する人員、人がどう配置されるのだろうかとか、わかる範囲でヒントをください。

○委員長 リミットはいつくらいでしょうね。

○建築課長 いつということですが、特にオリンピックとかという目標は定めていないところがございます。施設の改修等に合わせて整備を進めていく形になります。

それから、5地区程度のルートを定める、1地区のルートについてはモデル事業として力を入れてやっていくということもございますので、そういったところは、早目に改善していきたい、できるところから改善していきたいと考えています。

○福祉のまちづくり係長 駅から区役所までの連続性ということで、イメージというのか、

推奨する基準という形でいうと、主要な公共施設まで、まず駅から点字視覚障害者誘導用ブロックは連続してつなげたいと思っております。区内でも、まだまだ主要な施設でつながっていないところがございますので、そこはつなげていきたいのですが、都道などが間に入ってまいりますので、東京都とご相談しながら、つなげていく工夫をしていきたいと思っております。

触地図に関しては、団体の皆様と本当に必要ですかということも含めてご相談しながら検討してまいりたいと思います。また、すぐに全ての施設にできるかどうかはございますが、推奨基準の中では、主要な公共施設に関しては、誘導例、音声案内等の整備というものも挙げておりますので、音声誘導などを組合せながらいきたいと思っております。

○委員 もう一回お聞きしたいのですが、ガイドラインは、今回の総合計画で位置づけられる一施策の中の具体化という理解でよろしいかと思うのですが、一方で、まちづくり条例でもチェックするというお答えをいただいたと思うのです。計画する人間、図面を描く人間、さらに、ルートを気にする方々、利用される方々は、ガイドラインをどこで、どのような形で知ることができるのでしょうか。

計画する人間が、あとから、こんなところにガイドラインがあったということになるのでしょうか。例えばホームページ、冊子などをつくって公共の場で配布する、あるいは、周知させるためにどこかで研修会みたいなものを開くとか、いまいちガイドラインの位置づけがわからない。さらに、主体に任せてこれを運用していくとなると、これをつくることに意味はあるのか疑問に思いました。

推奨基準というのは、ここにかなり細かく書いてあるのです。設計する人間からすると、これを守るべきなのか、努力義務なのか、図面に描いてあるけれども誰も見ないということなのか、適当にしているのか。言い方が、非常に乱暴な言い方ですが、そのあたりを実際にどうやって運用されるのか、どこで我々が知ることができるのか、もう少し説明いただきたいのですが。

○建築課長 まず、福祉のまちづくり推進条例等の規定との関係性ですが、今回のガイドラインに示した推奨基準については、国や東京都や区条例のガイドライン等を下敷きに、わかりやすく整理したものですから、新たに整備に関する基準を設けたというものではございません。周知していく方法については、ホームページや冊子の配布等を考えているところです。

それから、有効に活用できるかというお話ですが、アクセスルートというところで、公共施設は当然区の施設ですので、それは整備のために区の中で共有していく。それから、ルート、例えば都道等については、一定の時期に、こういった整備をしていきますという会議が他に設けられます。その際には、私どもの方でこういった基準に従って整備してくださいというお話もさせていただくと考えているところです。以上です。

委員長 アクセスルートは、建物の中は入っていませんよね。あくまでも屋外環境だけですよね。玄関あるいは、カウンター、メインの受付があるところまでですよ。各部屋の中までのアクセスルートをイメージしていますか。

○福祉のまちづくり係長 基本的には、主要な窓口、受付までと、建物の中の休憩施設やトイレなどへの経路が対象と考えております。

ただ、その点につきましては、基本的に区でバリアフリー法や福祉のまちづくり推進条

例の基準で、新築であれば対象になってくる、適合義務があることとなりますので、新たにアクセスルートのガイドラインの中で、新しい基準があって設計者の皆さんが確認しなければならないというものは、まずないかと思っております。

基本的には、既存の施設、道路などが対象になっておりまして、新しい公共施設ができますという場合には、建築課長から申しました庁内での調整会議の中で議論しまして、適切に反映していただくように働きかけをしていくことになるかと思えます。

○委員長 確認しますけれども、仮に最寄りの駅があると、その駅から公共施設の中までは入ってくる対象ですか。そのこのトイレがあれば、トイレにまで入らなきゃいけないということですね。そうするとルートの決め方が結構難しいですね。

つまり、一般的なマニュアル適合や練馬区の条例、福祉のまちづくり推進条例からすれば、ルート決めを行っていないけれど整備をしなければいけない部分があったりしますが、特定のルートを決めるということで、それを超えて整備を求める形になりますよね。

○建築課長 基本的には、既存のものを対象にしていますので、各々の整備のときに合わせて、より使いやすいように改良していただくと考えています。新たに大きな負荷になるとは考えていないところです。

○委員長 要は運用の問題ですね。実際に決めるのはいいのですけれども、運用できるのかどうか。

○委員 このガイドラインの目的「対象の整備・取組」というところの「情報提供や案内等のソフトの取組」という部分で、実際に道に迷ったりしたときは、ハードよりもソフトに頼ることが多いなと感じておりまして、実際区役所においても、まずは最初にたどりつく中央の受付に聞いてみようという心理が働くと思えます。

そして、そのソフトの取組というところに非常に興味があったのですが、第4章の「推奨基準と対応策」の「道を尋ねやすい」というところで、適切な案内を得られるようにしようとしていましたので、安心していただけなのですが、その隣の「推奨基準」にいきましたと、「コミュニケーションに必要な機器を備え」ということで、先ほど音声案内という言葉があったので、一つは音声案内かと理解しているのですが、**「係員を適切に配置し、誘導その他の支援を行う」**とあり、その下に写真が出てまして、**「窓口等に施設案内図や呼び出しを設置」**とあります。例えば、音声案内や人を置くこと以外で、何かソフト面でお考えになっているものがあるのかどうか。もしくは、例えば区民の方々からこういう意見があったということが、具体的な対応に書かれるのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○福祉のまちづくり係長 具体的なコミュニケーションに必要な機器等の例ということで、全ての施設でそういうものを備えてくださいということではないですが、ガイドラインのまとめで、例えば、案内所に筆記用具、筆談用具や拡大鏡、施設案内図、周辺案内図、既に区役所等でも導入しているタブレットを使って、聴覚障害の方とコミュニケーションをとるような機器や、コミュニケーション支援ボード等を事例としてご紹介をさせていただき、各施設の実情に合わせて取り組めるように促していきたいと思っております。

○委員長 タブレットを導入してほしいというのは、公共施設、区の施設ですよ。区の予算を平成31年度から設けるといいますか。

○福祉のまちづくり係長 タブレットに関しては、既に福祉事務所で導入しております。

○委員長 コミュニケーションをとれるアプリが入っているタブレットを、各区立施設に別途設ける形になるのですね。

○福祉のまちづくり係長 各施設の状態によるかと思いますが、そういう I T 機器を取り入れていただいたり、コミュニケーション支援ボード等を入れていただいたり、筆談用具等を入れていただく施設もあるかと思っております。各施設で工夫していただくものとして事例を紹介してまいります。

○委員 私自身も基本的にこの委員会がつくるべき対象としては、公共施設へのアクセスルート云々ということ、練馬区の建築課だけの判断では動けないという大きな問題を含んでいると考えます。

第一に気になったのは、「使いやすい」「わかりやすい」「歩きやすい」というレベルの問題以上に、大事なのは安全性の確保がどうなっているのか。この推進委員会では、その辺の議論はとばしてもいいのではという前提で動いているかとも思いますけれども、施設間のアクセスの連続性を解決する上でも、安全性の確保をどう考えるのか。

例えば、信号機の設置はどう考えたらいいか。これは、警察やいろいろなところとも関係するのでしょうかけれども、そういう問題も含めてどう考えたらいいか。あるいは放置自転車の整備等については、区民との協力を得てやる。区民の協力を得てやるといっても、どういう考えをもってやるのか。この辺をわかりやすくご説明いただかないと、わからないというのが実感です。

もし、建築課の守備範囲を超えているのであれば、今回の説明は諦めますが、次回までにご用意いただきたいと考えております。

○委員長 それでは、簡単にご回答いただけますか。

○建築課長 建築課独自でこういったものをつくっている訳ではございません。各所管で、道路部隊等も含めてお話をさせていただいています。安全性については、確かに重要なことであると考えておりますし、信号機、音声信号等様々ございますが、そういうものについても警察等に働きかけていきたいと考えています。

自転車等の啓発活動についてですが、確かにせつかくルートをつくったとしても、放置自転車等によって、安全性が確保されないということは十分にあるところです。区の交通安全課と話をしながら、改善に向けて進めていきたいと考えております。

○委員長 いずれにしても、よりよくスムーズに円滑に移動できるようにということなので、最初から 100 点は取れないけれど、まずは新しくチャレンジする。ただし既存の条例で整備を進めていくもの等もありますので、どちらも後退しないようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 第 4 章の推奨基準「わかりやすい」「歩きやすい」最後の「使いやすい」というところで、なぜかルートではない施設の推奨基準が入ってきている。これはどういうことなのでしょう。

ルートそのものが使いやすいということだと思って読んでいったら、そうではなくて、例えば、トイレがあること、休憩場所があることと書かれている。ルートの途中にトイレがあるといいということで、例えば便所の中にオストメイトがあったらいいとか、小児用の便座があったらいいとか、細かい推奨基準の中に、利用施設そのものの基準が入ってしまっている。これは、これでよろしいですか。

○建築課長 今、ルートではないというお話がございましたが、さらに行動範囲を拡げるために、外出を支える拠点機能を充実させるということで、聞き取り等をした際、高齢の方がたどり着くまでにひと休みする場所がほしい、公共施設へ行く間にトイレがないと不安だというお話がございました。

そこで、直接のルート、それからそこに付随する色々な施設があって、そういったものにより、より快適に外出できるということで、今回トイレや休憩場所の基準等を入れさせていただいたところ です。

○委員長 全体の流れからすると、今のような点検項目を下の方におとしておいた方がいかもしれませんね。

それでは、資料2「ユニバーサルデザインの整備事例と設計のヒント集2」のご説明をお願いいたします。

○福祉のまちづくり係長 お配りしております「みんなが使いやすい建物・公園をつくろう！」というピンクの冊子を基にご説明をさせていただきます。

今回「ユニバーサルデザインの整備事例と設計のヒント集2」ということで、昨年度に引き続き、福祉のまちづくり推進条例に基づき実施しております、意見聴取事業の成果という形でまとめた冊子を発行させていただきました。

ピンクの冊子の2ページ目に区民意見聴取事業の概要について、ご紹介をさせていただいております。平成20年の条例施行から平成29年、昨年度まで、区立施設の新築、大規模改修、また区立公園の新設の際に、一定規模以上にはなりますが、設計の段階で障害のある方や高齢者、乳幼児連れ等の方にバリアフリーに関するご意見を伺いながら設計に少しでも反映していくという取組を進めております。平成20年から平成29年までに28施設の意見聴取を実施し、また15施設の竣工後検証を行っております。今回、平成29年度に検証した豊玉第二中学校と大泉学園に新設いたしましたいずみの里公園の事例をご紹介します。また、冊子の後半では、なかなか基準だけでは分けにくい整備例や、起こりがちな残念な整備例を少しまとめてご紹介しまして、設計者の皆さんに参考になるようにしております。

4ページから豊玉第二中学校のご紹介になります。この施設は、平成27年に竣工をしております。少し使っていただいた段階で昨年度、検証という形でサポーターの皆さんにご確認いただきました。

例えば、5ページの上に昇降口の写真があります。これまでの昇降口は10cm程度の高さがあるところが多かったと思いますが、こちらでは設計士のご意見で車いすの方にも通りやすく、視覚障害の方にもわかりやすいような昇降口にしてほしいというご意見がございまして、下駄箱の前の段差を2cm以下として、縁にコントラストとして、黒い線をつけて進入線の確保をして、床素材なども変えて足ざわりでも位置の確認ができるようなものにしました。車いすの方、視覚障害の方にも、大丈夫ですよ確認をいただいております。

7ページの右下に、教室の写真を出しております。こちらは、設計時に聴覚障害のあるお母さんから、学校の授業参観等に行った際、教室の中の様子、もしくは職員室の中の様子がガラス窓等から視覚的にわかるようにしてほしいというご意見をいただいております。そのご意見を取り入れて、教室の扉や壁の部分にすりガラスを用いて、見通しがよくなっている設計になっています。聴覚障害の方から、視覚情報で部屋の中の様子がわかり、大

変安心しますというご意見をいただきました。

8 ページは、いずみの里公園という小さな新設公園の事例になります。こちらは、近隣の知的障害の施設の方にご意見を伺いまして設計に取り入れ、また検証時には、車いすユーザーや子育て中のサポーターに確認していただいております。園内に段差がないような仕様になっていること、広い園路、またテーブルやベンチの脇に車いすの方も一緒に過ごせるようなさりげない工夫をさせていただいております。

9 ページの下段に入れておりますが、ベンチの横に車いすやベビーカー、シルバーカーなどが横付けできるような平坦なスペースを確保する等の工夫をさせていただきました。このような形で、区民の皆さん、障害のある方や子育て層の方、高齢の方からいただいたご意見を参考に、区立の施設を実際につくってみましたというご紹介冊子を今年度も作成する予定でおりますので、またご協力をいただければと思っております。

もう一つ、「まちのみなさんがずっと通い続けているお店のやさしい工夫」という緑色のパンフレットをお配りしております。こちらは、店舗や診療所などの既存のものを対象にバリアフリーの助成金を出している制度がございますが、特に小規模な店舗の改修を進めていくために、今年度新たにつくったパンフレットです。

パンフレットでは、小さな店舗に手すりを設置したり、和式トイレを洋式トイレにしたりというような小さな改修事例についてご紹介をさせていただいております。区内には小さい店舗が多いので、小さい店舗の方でも、少しでも改修が進んでいくように業界団体などを中心に周知させていただいているところです。ご紹介は、以上です。

○委員長 ありがとうございます。「みんなが使いやすい建物・公園をつくろう!」、 「お店のやさしい工夫」という2つの資料をご紹介いただきました。報告という形かと思いますがけれども、ご覧になっていただいて、また感想やご指摘等ありましたら、遠慮なく言ってもらえればよろしいかと思っております。

今、ご説明はありませんでしたけれども、ここ数年間、国も含めて公共トイレ、公衆トイレ等の整備のあり方で、たくさんトイレがあるようなブースですと、一つで全てのもが入っていた多機能トイレではなくて、トイレ全体、建物全体でのユニバーサルデザイン化、どこかは必ず入れて、利用者がかち合わないような、特に車いす使用者が広いスペースを使用しているときに他の方が利用していると困ってしまいますので、機能分散の方向性が明確に国のガイドライン等でできています。

今回のような既存のガイドラインでも、そのあたりが打ち出されておりますので、練馬区の中では、公共施設は多分、多機能トイレという形になっているかと思っておりますけれども、先取りしたようなリーフレットになっているかと思っております。

小さなラーメン屋さんとか喫茶店とかは、なかなかそうはいきませんので、多機能トイレ一つで利用できるようにしたいというところは当然かと思っておりますけれども。条件があるところは少しずつそういう施設、そういう利用が高まってきているということになります。

○委員 教えてほしいのですが、昨今の温暖化に伴って、学校のクーラー設置というのはどこまで認められているのか。例に挙げられた学校の中でお示しいただければということと、もう一つがトイレです。使いやすいのはいいのですが、トイレの中にクーラーがつくような状況なのかどうか、これは設置した方がいいのであれば設置すべきだと思うのですが、これは建築課のお仕事でしょうか。お聞かせください。

○**建築課長** 区の学校施設におけるクーラーの設置状況等については、今すぐにはわかりかねますので、次回報告させていただく形でよろしいでしょうか。

○**管理課長** 昔、学校の施設を担当していたものですから、私の方で一部お答えさせていただきます。

まず、最初に普通教室にエアコンが入り、その後、特別教室にも入れるようになりました。その時に合わせて、給食の調理さんが調理する部屋が非常に暑いので、その調理室にも一緒にエアコンを入れるということになりました。

その後、体育館にもエアコンが必要という話になって、体育館にも入れていきたいと思いますという話になってはいますが、一気に全部入れるというのは、実はものすごくお金がかかります。改築する学校は、ほとんどエアコンが入っています。もともとある学校については順次にしか入れられないのですけれども、この温暖化の時代ですので、学校の教室や体育館にもエアコンを入れていきたいと思いますという話は進んではおります。もうしばらくお待ちいただく学校もあるかと思いますが、練馬区としても努力をしているところであり、ご理解いただければと思います。

○**委員長** 先ほどのトイレの話です。公共トイレ、公衆トイレでしょうか。

○**委員** どちらもです。

○**建築課長** トイレにつきましては、公共トイレということでは、特に基準はございませんので、施設の中にエアコンをつけなければいけないという形では進めてないところです。

○**委員** 通風口の設置も、トイレにはしていないのですか。

○**委員長** 建物の中のトイレということでしょうか。

○**委員** 建物の中のトイレも含めて、どのように建築課としてお考えなのか、あるいは実情はどうなのか。自分たちの範囲ではないということであれば、誰が担当していらっしゃるのか後で教えていただければと思います。

○**建築課長** 基本的に改修等につきましては、施設整備課が施設の担当になるのですけれども、温度を下げるということではなくて、吸換気機能は必ずつけています。

○**委員** 温度は下がらないのですか。

○**建築課長** エアコンを設置する基準につきましては、施設整備課に確認してお答えするようにいたします。

○**委員長** 一つ一つのトイレの中には難しい。建物全体では空調は入る可能性あると思いますけど。

○**委員** 難しいですかね。

○**委員長** そうですね。施設の中で、外から冷たい空気が中に入ってきてという感じかと思います。

それでは続きまして、ねりまユニバーサルフェス「みんなのUDパーク」について説明をお願いします。

○**ひと・まちづくり推進係長** それでは、私から資料3および参考資料につきまして、ご説明いたします。

ねりまユニバーサルフェスは、練馬区独立70周年を記念しまして、昨年平成29年度から実施している事業で、主に12月に開催する文化・スポーツ等さまざまな分野の8つの事業をまとめて、ねりまユニバーサルフェスとしているところです。

みんなのUDパークにつきましては、ねりまユニバーサルフェスの一事業として、障害者、高齢者、子ども、外国人をはじめ、全ての方が楽しみながらユニバーサルデザインを知ることができる参加型のイベントとして実施するものです。昨年度の実績については、参考資料をご覧くださいと思います。

昨年度は、平成29年12月9日土曜日に、今日の会場と同じCoconeriで実施しました。当日は、約1,500名の方にご参加いただいたイベントとなっています。

当日の様子につきましては、下の方の写真、白黒で見にくくて大変申し訳ないのですが、段ボール、段ブロックというものでつくった作品で、こども発達支援センターに通われているお子さんにつくっていただいたものを掲示したり、体験コーナーとして、バリアフリー体験やユニバーサルスポーツである風船バレー、ボッチャ等を行っています。

バリアフリー体験コーナーにつきましては、本委員会の委員の方々にもご協力いただいておりますので、改めてお礼を申し上げます。

2枚目につきまして、ユニバーサルデザイングッズを紹介するコーナーの展示や、段ブロックというUDの視点が入っているブロックを使った遊び、それから裏面のコミュニケーション体験ということで、先ほどもアプリというお話がありましたが、UDトーク等を使った体験型のブースを設置いたしました。

資料3にお戻りいただき、今年度につきましては、平成30年12月15日土曜日に開催できればと考えております。場所につきましても、昨年度同様Coconeriの3階を貸し切る形で実施できればと考えております。

今年度につきましては、イベントを楽しむ中で、いろいろな人が社会で生活していることに気づき、困っていることがあれば、みんなでどうすればよいかを考えるきっかけづくりをコンセプトとして、以下の3つの視点で事業を実施できればと思っています。

まず1点目は、「見る」というものです。こちらは、障害のある方のダンスや、外国の方による歌等のステージ、商品の魅力を前面に打ち出して展示し、実際は買うと障害者福祉施設で作った製品という、東京都で設置しているKURUMIRUという店舗に出店を今お願いしているところです。

続きまして、2点目のポイントは「知る」というものです。こちらは、例えば片手で使えるステーラ等の展示をしまして、その一室を例えば片手で利用できる部屋等といった形でテーマ設定をして、さまざまな方が使いやすくするための工夫があることに自然と気づくことができればと考えております。

3点目は、「体験する」というものです。ボッチャ等のスポーツ体験や、昨年度同様バリアフリー体験コーナー等を開催しまして、現在、オリンピック・パラリンピックの機運が高まっていますので、さまざまな地域の中に生活する高齢者、障害のある方、外国人、子育て中の方等に気づききっかけづくりをさせていただければと思っています。こちらのバリア体験コーナー等につきましては、ただ単に障害のある方が生活上大変だなという部分だけを持ち帰るのではなくて、参加者の方が気づいて自分にできることを考えていただいて、更にもう一步踏み出すきっかけとなるような形で実施できればと考えております。

事業の概要としましては、現時点ではこのような形で考えているのですが、本委員会の皆様にもご意見をいただきまして、よりよい形で事業を実施できればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。みんなのUDパークは、何か実行委員会みたいなものは形成されているのですか。それはないのですか。

○ひと・まちづくり推進係長 特に実行委員会の設置はしておりません。

○委員長 そうすると、開催した後の反省会の場というのは、具体的にはないのですね。来年度どうしようかとか、そういう検討する場はないのでしょうかね。

○ひと・まちづくり推進係長 具体的に振り返りはできていないのですが、本委員会におきまして、昨年度もこのような形で実施しましたというところでご意見を賜っているところです。

○委員長 私の意見ですけれども、これはかなり大きな事業だと思うので、その場で何らかの形で参加した団体が、この委員会ではなくて、具体的な事業の中で振り返りをしたり、次年度どうしようかという意見交換をして、それでこちらに持ってきてもらった方がいいかなという感じがします。

○管理課長 実際には、なかなか予算がない中で昨年度は実施いたしまして、急遽、実施が決まったものですから、実行委員会形式のような形でもなかったのですけれども、逆に予算がない分、車椅子体験のところに参加をしていただいた方や、区でやっている地域福祉パワーアップカレッジねりまの方に無償で協力していただきました。そういった協力ももらった方たちからご意見をいただきましたし、当日参加された方たち1,500人全てではないですけれども、良かったコーナーを子どもたちにはシールを貼っていただいたり、大人の方には文章を書いていただいたりということもありましたので、皆様の意見をいただくような工夫は今年もしていきたいと思っています。実行委員会形式でやるかどうかについては、また今後の課題とさせていただければと思います。

○委員 質問よろしいでしょうか。今年、5月14日にカレッジ祭を開かれたと思いますけれども、場所がわからなかった人が沢山いたのですね。入口に案内の掲示板がなかったので、迷ってしまった人が沢山いました。例えば区民・産業プラザの辺りに案内板をつけてくださるともっとわかりやすいと思うのですけれども、それは難しいでしょうか。

○管理課長 少々ご意見を補足させていただきますと、同じCoconeriの会場で、5月に地域福祉パワーアップカレッジねりまのカレッジ祭があったので、そちらにおいでになるときに、この場所がわかりにくかったですよということをおっしゃったのだと思います。先ほどのご意見の、ここが2階なのか3階なのかわからないという方もいますよというお話と同じようなことかと思えます。

ユニバーサルフェスのみんなのUDパークにつきましては、たくさんの方がご来場されますので、案内の人間も立ちますし、多言語表記だったり、そういうことも含めてサインは出していきたいと思っています。掲示物と人の誘導、マンパワーでの誘導も含めて配慮させていただきたいと考えております。

○委員 ただいまのお話は、とてもいいことだと思っておりますけれども、障害をお持ちの方のポッチャというものは、パラリンピックで認められていますね。その他に、高齢者の運動でディスコンというものがあるのです。きっと呼びかけるとやると思うので、事業をやる方で参加したいという場合はどうしたらいいのですか。

○管理課長 今年度どんな形で事業を組んでいくかということについては、まだ検討中ですけれども、ユニバーサルですので、やってくださる方がいるということであれば、ど

ういった形で募集をしていくのかご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。今のところ、広く公募という形はとっていないのですが、もう少し年数を重ねていく中で、区民の皆様とできるだけ協働でやっていける形に工夫していきたいと考えております。

○委員 わかりました。予算もないということですが、高齢者ができると軽運動ですから、そんなに予算はかからない。それと、呼びかけにくいということだったら、ポッチャ等と書いてありますから、高齢者を含めたいろんな方が入ってもよろしいのかなと思ってお提案申し上げました。よろしくお願ひします。

○委員長 予算がないから呼びかけないということではないですよ。

○管理課長 全くそういうことではございません。ご協力いつでもお待ちしております。よろしくお願ひいたします。

○委員 この会議に平成27年から出席しています。会議の資料は難しいですが、振り仮名をつけてくれて、以前よりもわかりやすくなりました。これからはもっと工夫して、知的障害のある人が区のいろいろな会議に出て意見を言えるようにしてください。障害が重い人でも地域で生活することができるように、まちの案内等をわかりやすいものにしてください。漢字には振り仮名を振ってください。表示を見やすくわかりやすいものにしてください。障害のある人が地域で生活するためには、地域の皆さんの理解が必要です。知的障害のある人も、その人に合わせてゆっくり丁寧に説明してくれれば理解できます。障害のある人を理解してもらうために、区や障害者団体でいろいろな交流活動をしています。手をつなぐ親の会でも、お母さんたちがキャラバン隊という理解を進める活動をしています。ぜひご参加ください。私たちの意見を取り入れたまちづくりをよろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございます。資料について振り仮名を振ってほしいというお願ひです。今、お手元のもの資料には振られているのですか。大丈夫ですか。では、いろいろと要望をいただきましたけれども、事務局の方は、しっかり受けとめて対応をお願ひしたいと思ひます。

○ひと・まちづくり推進係長 ご意見ありがとうございます。今お話しいただきましたように、障害者差別解消法も施行され、おっしゃっていただいたようにルビを振った資料ですとか、できる限りわかりやすいような形で文書等をより一層工夫してお送りできればと思ひしております。また、難しいものに関しては、例えば事前にご説明をさせていただいて、ご意見等を伺うという形も検討できればと思ひています。皆様からご意見をいただき、本当によりよい形にしていければと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○管理課長 まだ決定事項ではないのですけれども、例えば、やさしい日本語という言葉をお聞ひしますよね。多言語表記もいいと思ひのですけれども、敬語は外国の方にはなかなか難しいので、そういったものではなく、わかりやすい簡単な日本語で、平仮名で書くということも、このUDパークの中で取り入れていければ、外国の方であったり知的障害の方だったり、いろいろな方にわかりやすい表現があることを知ってもらひきっかけにもなるかと思ひます。そういったことについても、どのようなサイン、表記をするかということも含めて検討しておりますので、今の委員のご意見を参考にしながら、区民の方にも気がついていただける一つのきっかけにできればと思ひます。どうもありがとうございます。

○委員 今の課長のお話に関連して、練馬区には障害者団体11団体が構成委員の練馬区障害者団体連合会、障団連というものがござひます。年に1回会報を発行しており、普通の

会報の他に、わかりやすい版ということで、仮名を振った、かつ内容も障害のある方にも見やすいような会報をつくっております。宣伝方々、今年もまたその方向で歩んでおまして、ぜひ区のノウハウも聞かせていただきたいし、私どもも参考になることがあればお話ししたいと思います。

それからもう一つ、ねりまユニバーサルフェスで、みんなのUDパークを12月15日開催ということで予定されておりますが、既にご検討済みかと思いますが、毎年、練馬区は障害者フェスティバルというものを開催しております、大変なイベントでございます。今年は12月1日ということですが、これとの相乗りをやっていただいた方が、障団連としても、あるいは個々の障害者団体としても、狙いは違うかもしれませんが、2つの事業を一緒にやるんじゃないかと、相乗りを考えていただけないかと思っております。

○管理課長 ねりまユニバーサルフェスの8つイベントがある中の1つに障害者フェスティバルもあります。12月を中心としたもので、イベントを数多く続けてやるというのは、なかなか忙しくはあるのですけれども、障害者週間に合わせて12月にいろいろなイベントを行っていますので、そこら辺は統合ということではなく、たくさんいろんなイベントをやることで啓発につなげたいということが区の考えでございます。

○委員長 障害者フェスもその8つの中の1つということですか。それがだんだん拡大して行って、みんなで実行委員会をつくって一緒にやろうよということあるかもしれませんね。

○委員 このユニバーサルフェスが昨年開催された折、行ってきました。区長も出席されており、区として大変力を入れておられるとの印象を受けました。先ほど、今年も開催するとの説明がありましたが、この事業は、地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の取組内容・事業番号の何番の事業なのでしょうか。位置づけをはっきりさせておいた方がいいと思います。

それからもう一つ、7月1日の区報にパワカレの12期生の募集記事が掲載されておりました。これは、本計画の事業番号6番の「地域福祉パワーアップカレッジねりまの充実」に該当し、当事業が計画どおり進んでいることがわかります。

本計画は、「ともに支え合う地域社会を築く」「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」の4つの施策のもと、取組内容として1番から49番までの事業があるわけですが、本計画が始まって3年超、個々の事業がどの程度進んでいるのか、この事業は計画どおり順調に進めている、この事業は他に移管して進めているなど、色々あると思います。

先ほど施策2「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」の事業番号18番についてご説明します、と言って説明されたので良くわかりました。事業番号を示しながら、説明していただけるとわかりやすいので、今後もよろしくお願いします。

また、本計画の推進委員会として、計画がどのように進んでいるのかという実態がよくわかりませんので、次回に間に合わなかったらその次でもいいのですが、進捗の全体像を示していただけるとありがたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

○管理課長 UDパークにつきましては、事業番号8番、計画の本書でいいますと12ペー

ジ下の（5）に「（仮称）地域福祉フェスタの実施」と書いてあるのですが、名称が決まっておりましたので、このときは「（仮称）地域福祉フェスタ」と書いております。こちらが現在のUDパークという形で名前を決めて進めているところでございます。事業番号の案内がなくて申し訳ございませんでした。

全体の計画進捗につきましては、また改めて一覧でわかるような形で、お示しするようにさせていただきます。ありがとうございました。

○委員 今年のUDパークは、とてもいいことだと思うのですが、このパンフレットは、大変丁寧に作られていて、きれいで楽しげなのですが。

○委員長 何のパンフレットですか。

○委員 これは去年のUDパークのA5の二つ折りのパンフレットです。大変楽しげで結構なのですが、多分これは専門業者の方が作られたデザインだと思うのですが、一つだけ苦言を呈します。全くユニバーサルデザインのグラフィックデザインになっていないので、ぜひわかりやすく、いつ、どこで、何が開催されるのかということを示しただけると、せっかくのUDパークですから、ぜひご検討いただきたいと思います。業者さんはプロですから、プロの方のUDデザインを期待したいと思います。

○委員長 ありがとうございます。いろいろ検討があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の議題になりますけれども、次期練馬区地域福祉計画策定に係る調査について、先ほどの進捗状況の管理と同じですけれども、これは口頭でスケジュール等でしょうか。よろしくお願ひいたします。

○事務局 次期の地域福祉計画の策定につきまして、まだ資料をご用意できる段階ではないので、口頭で簡単に説明させていただきます。

現行の地域福祉・福祉のまちづくり総合計画につきましては、平成27年から平成31年度までが計画期間となっております。次期の計画については、平成31年度末までに策定できるように、検討を進めていきたいと考えております。

今年度につきましては、地域福祉活動に携わっていらっしゃる民生委員の方や地域福祉活動団体の皆様方へのアンケート調査を行います。また、現行の計画の取組状況についても、皆様のご意見をいただきながら、課題の把握・整理を行っていきたくと考えております。

区民の皆様への調査につきましては、9月に区民意識意向調査を実施する予定です。この区民意識意向調査は、無作為に選ばせていただいた区民の方3,000名を対象として、毎年度区が実施しているものです。今回、地域福祉についてというテーマで10問程度ではありますが、設問を設定して、皆様にご意見をいただきたく、現在、設問内容等について検討を進めているところでございます。

また、民生委員や団体の皆様向けのアンケート調査につきましても、秋ぐらいには実施したいと考えているところです。

次回のこの推進委員会では、もう少し検討体制等の検討も進んでいるかと思っておりますので、調査や今後の進め方等につきましてもご報告させていただき、皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。全体のスケジュールということで、これから調査が

秋口から入っていくということになります。ご協力をよろしくお願いします。

その他の件でありますか。

○事務局 事務局からご説明させていただきます。本日ねりあるきラリーのリーフレットをお配りさせていただきました。この事業もねりまユニバーサルフェスの 8 つある事業の一つとして、第 1 弾イベントということで、7 月 4 日から始まり、最終日が 12 月 15 日のみんなの UD パークということで、半年ほどですけれども実施いたします。

趣旨としては、皆様が暮らされているこの地域に、障害のある方の通われている施設、高齢者あるいは子ども向けの施設、また地域福祉に関する活動をされている団体さんの拠点、いろいろな活動場所等があるということを知っていただき、相互理解を深めていただきたいということで実施している事業になります。委員の皆様、ご家族、お知り合いの方、皆様お誘い合わせの上、ぜひご参加いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。参加方法につきましては、リーフレットを後ほどお読みいただければと思います。

あと 1 点訂正がございます。リーフレットをお開きいただきまして、10 番の豊玉障害者地域生活支援センターきららのイベントですが、7 月 27 日、28 日となっておりますが、正しくは 20 日金曜日と 21 日土曜日になります。訂正をお願いいたします。

○委員 その件で、きららで発行しているお便り「たけのこ」も同じように 27 日、28 日と出しており、関係機関として「たけのこ」を皆様にお配りしていると思いますので、同様に 7 月 20 日、21 日にご訂正いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 ご説明ありがとうございました。最後に、次回の日程を事務局から。

○事務局 次回の日程につきましては、11 月を予定しております。まだ詳しい日程は決まっておりますので、委員長、副委員長とご相談の上決めまして、会議録をお送りする際には、委員の皆様にもお伝えできるようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。今日の議題につきましてはこれで終了ということですが、よろしいですか。それでは、これで第 4 回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会を終了させていただきたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。